

「精道保育所敷地における市立精道こども園整備」に関する説明会議事録

日 時	平成30年9月26日（水） 19:00～20:45	
場 所	茶屋集会所	
出席者	こども・健康部長 教育委員会管理部長 こども・健康部子育て推進課長 こども・健康部主幹新制度推進担当 教育委員会管理部管理課長 都市建設部建築課長	三井 幸裕 岸田 太 伊藤 浩一 和泉 みどり 山川 範 尾高 尚純
事務局	こども・健康部子育て推進課 教育委員会管理部管理課	
参加者数	14人	

1 次第

- (1) 開会
- (2) 説明
- (3) 質疑応答
- (4) 閉会

2 配布資料

当日配布資料

3 議事録

(事務局和泉) 精道こども園の基本設計案につきまして説明いたします。資料1をご覧ください。

園舎は2階建てで、日当たりのよい南側に大きく園庭を取っています。資料右下の表をご覧ください。敷地面積は、現状の精道保育所より約937㎡広い、2,427.23㎡を予定しています。園舎床面積は1階と2階を合わせて1,924㎡です。精道こども園の特徴としましては、限られた敷地に必要な諸室等をできるだけコンパクトにまとめ配置しています。認定こども園としては、敷地は狭めであるものの、駅に近くてこれだけの広さの施設はそうありませんので、利便性を活かして、1階北東部分に病児保育事業の専用スペースを設けました。駐車場につきましては、敷地も限られておりますので、病児保育の隣、北東部分に4台を確保するとともに、この頁の左下、精道小学校の駐車場6台分につきましても認定こども園の送迎時に活用させていただく予定です。このほか、駐輪場は園舎

西側に30台程度を予定しておりますが、可能な限り確保する計画をしています。

園舎につきまして資料左半分、1階部分をご覧ください。今回の基本設計案を検討するにおいて、特に重要視した5点を説明させていただきます。まず1点目は、敷地西側の歩道沿い「こども園出入口」から敷地内に入っております。園舎には現在の保育所とは違い、エントランスを設けています。2点目は、このエントランスと園庭の両方を見通せる位置に職員室を配置し、安全管理を図っています。3点目は、エントランスの近くに調理室を配置し、保護者の皆様も送迎時等に調理の様子を見学できるようにしています。4点目は、図面で行いますと調理室の横にランチルームを設け、3～5歳児の子どもたちが順番に給食を食べます。調理室の隣にランチルームを設けることで、子どもたちが調理の様子を見ることはもちろん、調理員も食事をしている子どもたちの様子を確認しやすくしています。保育室につきましては、1階に0～2歳児の保育室を設けております。0～2歳児は各保育室で給食を食べます。2歳児室横の多目的室は、延長保育や土曜保育の時に可動間仕切りを開放し、2歳児室と一体にして利用します。

資料右半分、園舎2階をご覧ください。5点目は、3歳児以上の子どもたちが日々の生活の中で自然な形で異年齢交流ができる環境を整えるために、3～5歳児室を同一フロアに配置し、隣り合う部屋の壁は可動間仕切りとして、必要時には部屋を広げることも可能としています。また、避難経路につきましては、2階からは3歳児以上の150人の子どもたちを避難させるため、3か所を確保しています。遊戯室につきまして、3～5歳児は遊戯室でお昼寝をします。園庭につきましては、現状よりも面積は広くはなっておりますが、菜園につきましてはさらに2階部分、1階屋上にも設ける設計としております。また、低年齢児用の園庭を敷地北西部に設けております。

次の頁をご覧ください。

左上の図が南側、国道43号線側から見た立面図です。右上の図が西側、小学校側から見た立面図となります。屋根が少し高くなっている部分は遊戯室です。左下の図が前の頁の平面図において、Aのライン、東西の線で切り取った断面図です。右下の図が、Bのライン、南北の線で切り取った断面図となります。

設計につきましての説明は以上ですが、今後の予定につきましては、本日のご説明の後、いただいたご意見等を踏まえ10月末に基本設計として固め、実施設計に着手する予定をしておりますので、外構を含めた園舎周

辺整備につきましても、今後景観等にも配慮し調整を進めてまいります。
基本設計の説明は以上です。

(事務局伊藤) 認定こども園の運営面につきまして、説明します。

資料2-1ですが、こちらは認定こども園での保育料以外に負担をお願いする実費についての詳細です。こちらは後ほど説明させていただきますので、まずは資料2-3をご覧ください。資料2-3は精道こども園の平成31年度にかかる要覧になります。平成31年4月から精道幼稚園と精道保育所を統合し、幼保連携型認定こども園「芦屋市立精道こども園」を開園いたします。認定こども園の特性を活かしまして、保護者の就労状況を問わず利用できる施設として、0～5歳児が遊びを通して学びの体験を重ね、教育・保育を提供する施設を運営します。1号認定は認定こども園の幼稚園部を利用する子どもを指します。2・3号認定は保育所部を利用する子どもを指します。2・3号はそれぞれ年齢により分かれています。

「1 名称等」につきまして、設置場所をご覧ください。平成31年4月～平成33年3月と平成33年4月以降で場所が異なります。平成31年4月からの2年間は川西町で今の精道幼稚園があるところですが、給食設備等を改修いたしまして、こちらで精道こども園を開園します。平成33年4月からは現在の精道保育所に移転いたしまして、認定こども園を運営いたします。位置については右側の図面でご確認ください。

「2 教育・保育理念」につきまして、詳細はご覧ください。幼稚園・保育所で大切にしている理念や方針を認定こども園の中で組み直し、それぞれを活かした内容となっています。市立幼稚園・保育所も同じ運営をしています。

「3 定員数」をご覧ください。精道こども園の定員数が設置場所により異なります。平成31年からの2年間は146人の運営です。平成33年4月以降は181人で運営します。大きな違いは、施設の大きさの関係上、平成31年4月からの2年間は幼稚園部の3歳児の定員を設けていないことです。それぞれの生年月日で何歳児になるのかは下の表の年齢区分でご確認ください。

「4 入園申請書受付等主なスケジュール」ですが、こちらは平成31年4月の精道こども園の入園に関する主なスケジュールです。10月1日から入園に関しましての申請書等の配布を開始します。1号認定については精道幼稚園で、2・3号認定は子育て推進課で配布を行います。10月3日～11日まで1号認定の幼稚園部の受付を精道幼稚園で行います。応募多数の場合は抽選という方法で入園される方を選考します。その結果、入園の方は10月18日に入園前健康診断を面接と合わせまして、精道幼

稚園で実施します。10月22日～11月9日まで、2・3号認定の保育所部の1次受付を子育て推進課で開始します。年内で選考いたしまして、入園の方につきましては、平成31年1月末頃に精道保育所で面接を行います。平成31年4月にそれぞれ1号～3号認定まで入園という流れです。詳細は10月1日にホームページ等で申請書をご覧いただくことができるように準備していますので、細かな条件はホームページでご確認ください。

「5 職員配置」につきまして、認定こども園に係る基準に基づき配置いたしますので、基準通り行います。保育教諭の配置につきましては、保育所の配置基準を順守いたしますので、国が求める配置よりも手厚い配置を行います。例えば、4・5歳児は国の基準では30：1ですが、芦屋市の配置基準を順守いたしますので、20：1の配置になります。

「6 保育時間」ですが、1号認定につきましては、月曜日～金曜日の9時～13時30分です。通常保育を実施しない日としまして、土曜日・日曜日・祝日・代休日・三季休業日となります。2・3号認定ですが、今の保育所と同様です。月曜日～土曜日の実施日になります。時間が2・3号認定で申し込まれる方は保育短時間認定、保育標準時間認定になります。ご利用いただくことができる最大時間は、短時間認定については、8時30分～16時30分までです。保育所をご利用いただく時間を確認し、時間内で利用していただきます。保育短時間認定は就労の場合は1日6時間未満です。保育標準時間につきましては7時～18時を最大としまして、就労の方だと、1日6時間以上です。実施しない日は日曜日・祝日・年末年始です。

「7 1日の流れ」をご覧ください。認定こども園に入園すると、1日をどのように過ごすのかについてです。3号認定は保育所部として入園した0～2歳児です。一番早い方は7時から登園し、概ね9時頃までに登園します。その間に登園した子どもは好きな遊びをして過ごします。その後はクラス活動に入り、11時過ぎから給食を食べます。その後、昼寝に入り、13時前後に起床、15時前後におやつを食べ、好きな遊びを行いながら、お迎えになります。18時以降も延長保育をご利用される方は最大19時まで園で過ごすこととなります。認定こども園で特徴的なところは、1号認定は幼稚園部、2号認定は保育所部となり、登園時間に違いはありますが、それ以降は一緒に過ごしていただきます。クラスも1・2号認定混在のクラス編成になります。1号認定、2号認定だけのクラスはありません。給食ですが、幼稚園部も保育所部も一緒に食べます。幼稚園部は給食を食べる、食べないという選択があるわけではありません。全員が給食

を食べます。その後は3号認定と似ていますが、1号認定につきましては、13時30分で降園することが一般的ですが、預かり保育をご利用される子どもは2号認定と同じく昼寝を行います。年齢により昼寝を行わない年齢もありますが、昼寝を行い、おやつを食べ、16時30分までは2号認定と一緒に過ごします。預かり保育を利用されない方は13時30分に降園します。

「8 年間行事予定」ですが、詳細につきましてはこれから検討して参りますが、幼稚園と保育所とは違う内容も含まれます。どのような行事が予定されているのかはこの表でご確認ください。

「9 費用」につきまして、簡単に説明いたします。保育料につきましては、市民税所得割額に応じて算出いたします。給食費につきましては、1号認定も給食を食べますので、月額4,600円をご負担いただきます。2・3号認定は今の保育所と同じです。0～2歳児は保育料に含まれています。3～5歳児が月額800円です。その下は1～3号認定共通の内容です。それぞれ年齢、入園、進級時で異なりますが、スポーツ保険や年齢区分でのご負担が変わっています。欄外に「給食費・物品費等について一定の所得階層以下の場合、補足給付制度により費用の全額又は一部を補助します。」と、記載しています。ここで、6頁をご覧ください。「2 補足給付の拡充について」です。認定こども園の1号認定につきましては、「ア」の表が適用されます。保育料は市民税所得割額に応じてご負担いただきます。表の左端の階層が保育料の階層になります。左から2列目をご覧くださいと推定年収を記載しています。具体的に補足給付という制度で補助される内容が左から3・4列目になっています。下段の「イ 保育所・認定こども園（2・3号）」につきましても、同じような表ですが、保育所部の場合はこちらの適用になります。主食費は対象外になっておりますので、保育所の給食費は対象外になります。幼稚園部の給食費の上限は主食費相当が対象外になりますので、副食費の補助になります。

18頁ですが、「10 預かり保育（1号認定（幼稚園部））」をご覧ください。1号認定の幼稚園部を利用される方がご利用いただけます。13時30分～16時30分になりますが、それぞれ時間区分があります。学期中と三季休業で分かれており、日額負担いただく費用がそれぞれ記載しています。欄外をご覧ください。利用いただく場合は、原則、利用月の前月までに申請することが必要となります。次に、区分B、C、Eの場合は給食費が別途必要になります。区分内の利用時間によらず、預かり保育料は日額の費用は定額になります。また、預かり保育につきましては、土・日・祝日・代休日・年末年始の実施はありません。最後に1か月あたり1

5日までの利用となります。

「11 延長保育（2・3号認定（保育所部）」ですが、保育所部を利用される方です。今の保育所と同様の内容となっています。

「12 その他」ですが、送迎に係る車、自転車の利用につきましては、交通法規の順守とマナーを守っていただきたいと思います。その他入園に関するこども園の内容につきましては幼稚園部も保育所部も子育て推進課へお問い合わせください。以上です。

(市民) 質問が4点あります。1点目は、平成31年4月からは精道幼稚園で開園されるとのことですが、それについての説明会は考えていますか。駐車場が無く、市役所の駐車場を使う等の話は前回の説明会で聞いていますが、精道幼稚園での認定こども園開園についての説明会はありますか。

2点目は、精道保育所の土地を広げるということで4億8,000万円の予算計上をしているとのことですが、市の財政が厳しく、普通の家でも建替える場合は、住んでいる家売って、新しい家に引越しますから、精道幼稚園については、2年後には売却すると考えていいのでしょうか。

3点目は、新しい園舎の費用のことです。公立ですので、市の全額負担になると思いますが、どれくらいを試算されていますか。

最後に、幼稚園は教育委員会、保育所は市長部局ですが、幼稚園の先生は人事異動で教育委員会から認定こども園への出向になりますか。賃金は、幼稚園の先生の賃金と出向した先生の賃金とどのような差がありますか。同じ施設で働いているので、賃金が異なると、保育を行う上で影響が出るのではないのでしょうか。

(事務局和泉) 精道幼稚園の改修工事の説明会につきましては、実際、利用される保護者の方に影響が出ますので、幼稚園の保護者と保育所の保護者へ説明をしています。工事を施工する時には隣接する方にもお声掛けをして、7月に説明会を実施しました。

次に、精道幼稚園の跡地につきましては、活用方法の詳細は決まっていません。

また、新園舎の費用の見込みですが、基本設計で大枠が固まったところですので、金額は細かい工事の内容が分からないと積み上げられないことから、現段階でお示しすることはできません。

(事務局岸田) 昨年からの説明会でもご説明しましたように、幼稚園の先生も子どもと一緒に認定こども園に引越します。人数は確定していませんが、精道幼稚園の先生が認定こども園に人事異動するということを考えています。

(市民) 出向ということですか。

(事務局岸田) 形は未定ですが、異動していただきます。また、給与面ですが、最終確定ではございませんが、方針としては、幼稚園の先生が保育所の先生に給与体系を合わせます。そうしますと、給与が下がる方が出てきますので、その方については、現給保障という形で給与保障の制度をかけて移行しようと考えています。

(市民) 単体の幼稚園の先生の給与体系は現行通りですか。

(事務局岸田) そうです。

(市民) 幼稚園教諭の給与と出向される先生の給与は芦屋市の同じ幼稚園教諭でも違うということですか。

(事務局岸田) 職種が違うということです。

(事務局三井) 認定子ども園につきましては、市長部局になりますので、こども・健康部の所管になりますが、今後も教育委員会のご意見もいただきながら、一緒に行います。所管はこども・健康部ですが、運営等につきましては、教育委員会と一緒に考えようと考えています。

(市民) 4点お伺いします。1点目は、以前の説明会で認定子ども園の場合は1・2号認定が混合クラスになりますので、幼稚園教諭の免許と保育士資格の両方の資格を持っている方が着任されると聞きましたが、間違いありませんか。

2点目は、2・3号認定は月曜日～土曜日が保育実施日となっていますが、月曜日～金曜日までが勤務の場合、土曜日は行かなくてもいいのでしょうか。それとも、月曜日～土曜日の保育になりますか。

3点目は、保育時間が7時～19時になりまして、一般的な勤務時間だと超勤になりますが、一日の中で交代勤務のようになるのか、毎日フルタイムで先生が勤務することになるのか教えてください。

4点目は、他市の説明会に伺った時に、1号認定の預かり保育は今の幼稚園と同じで、預かり専門の先生が見るので、保育所部の先生は見ないと聞きましたが、今回の認定子ども園ではどのようになりますか。

(事務局伊藤) 認定子ども園で働く先生を保育教諭と呼びますが、資格は幼稚園教諭と保育士資格の両方を保有した方が勤務します。ただ、平成31年度末までは認定子ども園の特例で、どちらか片方の資格でも勤務可能となります。原則は両方持った方を配置します。

土曜日につきまして、15頁の下段に月曜日～土曜日と記載していますが、保育のところは時間もそうですが、最大限で記載していますので、その時間内で保育が必要な時間に関してのみご利用いただくことができます。月曜日～金曜日が勤務で土曜日が休みの場合は、土曜日の利用はござ

いません。

また、先生の勤務はシフト制になります。幼稚園の先生にもシフトに入
っていただきますので、12時間働くことはありません。

1号認定の預かり保育ですが、精道こども園ではクラス担当が引き続き
午後と一緒に保育を行います。

(市 民) 国が子育て支援として、保育料の無償化を行います。時期は、平成31
年の10月からだと思います。平成31年の10月からだと、この資料は
半年間だけの資料になると思いますが、芦屋市の対応はいつ頃決まります
か。無償化の後のことをお尋ねしたいと思います。

次に、定員が146名から181名になり、一番増えているところが3
歳児ですが、大きな改革に見える割には、あまり変化がないところが気
になります。

また、市内の認定こども園で幼稚園部の1号認定が大量退園したと聞き
ました。認定こども園になると、保育所部分が強くなり、幼稚園に通わせ
たい保護者からすると、満足感が得られていないのではないのでしょうか。
精道こども園でも同じことが起きるかもしれません。大量退園について、
どのようなことが問題で、今後どのようにするのかお聞かせください。

さらに、これだけ人数が増えると、一般道の交通量が増えます。近隣の
方の生活をどのように考えていますか。交通量が増えますので、事故等へ
の対策をどのように考えていますか。

最後に、精道保育所は、窓ガラスを使用されていますが、震災時にガラ
スが割れることが心配だという話を聞いたことがあります。今回、新しく
建てますが、ガラスに対して配慮をされていますか。

(事務局伊藤) 無償化の対応につきましては、平成31年10月から実施予定ではあり
ますが、詳細については、国からの連絡がまだございませんので、市とし
て具体的にどのようにするのは決定していません。

(市 民) 詳細はいつ頃決まりますか。芦屋市は国から具体的なものが出ないと対
応しないということですか。

(事務局伊藤) 国からの方針が出ないと、芦屋市としても対応できません。

(市 民) 基本的な方針も決まっていますか。自治体に任される部分と、国の基
本的な方針を受けての部分があるのではないですか。

(事務局伊藤) 国が示している内容は、皆さまが把握している内容とほぼ同じです。実
費徴収をどのようにするのも、議論の土俵に上がったという情報しかあ
りません。

(市 民) 具体的な方針を出している市もありますが、どうですか。

- (事務局伊藤) 市の取組みとして、保育料を無償化している市もあります。
- (市 民) 保護者に負担を求める費用は、保育料と実費徴収とがありますが、その両方を含めて市が負担するという市もあります。考え方はさまざまだと思いますが、芦屋市がどのような姿勢でいるのか、話せるところを話していただきたいです。
- (事務局伊藤) 無償化につきましては、無償化を先取りするのではなく、国からどのような内容が提示されるのかを見て決定します。
- 次に、市内の認定こども園で、1号認定のお子さまが大量退園されたということですが、退園した方はおおむねですが、幼稚園部ではなく、保育所部の方です。
- (市 民) 退園理由は何ですか。
- (事務局伊藤) 保育所部の方が退園されたのは、大きく平均化すると、園の保育方針や保育内容が十分に保護者に伝わらず、不安や不満が募っていったというところですか。
- (市 民) 大量に退園したことは問題です。園側が保護者に十分な説明をしていなかった結果退園した、という理解でよろしいですか。その程度の分析でいいのでしょうか。
- (事務局伊藤) 事象はさまざまです。市としても、4月から保育の現場に入り、保護者と市と園の関係者で合同の意見交換会を行い、交流を行うようにしました。
- (市 民) 同じような問題が精道こども園では起きないという考えですか。例外的なことですか。
- (事務局伊藤) 一つひとつの事象は、公立や私立、既存や新規に関係なく起きることです。
- (市 民) 大量に退園者が出るということは、例外的なことであり、他の施設では起きないというお考えですか。
- (事務局伊藤) 大量に退園することにつきましては、例外的なことだと考えています。ただ、今回起きたような、保護者に十分納得いただけない状況を繰り返すことがあれば、再び起きてしまうことだと思います。そのようなことが起きないように、市も注意していきます。
- (市 民) 新しくできる施設に同じような大量退園者が出た場合はどうされるのですか。
- (事務局伊藤) 出ないように注意いたします。
- また、安全をどのように考えているのかですが、本日の資料でも説明させていただきましたが、車や自転車の利用に関しましては、交通法令の順守やマナーを守っていただくよう注意喚起を行っていきます。
- (市 民) 住民から見ると、交通環境が大きく変わります。住民側から見た危険性

をどのように考えていますか。送迎時の保護者の話ではなく、市民が生活している道路についてです。

(事務局和泉) 車の量が増えるというご心配だと思いますが、定員が増えるため、車の利用希望者も増えるかと思いますが、駐車場の確保台数は決まっていますので、どなたでも利用できるわけではありません。

(市民) 小学校の駐車場を利用するとのことですが、歩道を通ります。小学生が通る道です。保育所の前の道は駐車禁止ですが、車が結構停まっています。今よりも車が増えることは、地域にとっては迷惑です。

(事務局和泉) 車の利用につきましては、許可制を取るように考えています。車での送迎が必要な方々に時間の配分をして、路上駐車がないように考えています。小学生の登校の時間につきましても、朝の時間帯で車の停まっている状況や登校時のピークを確認いたしました。その時間帯の小学校の駐車場利用については、十分な注意喚起をして、安全に利用いただけるよう努めます。

(市民) 今思っている以上に混乱した場合、交通整理をする人を立たせるという考えはありますか。

(事務局和泉) 保護者がどのような送迎をされるのか分かりませんので、今の段階では考えていません。

(市民) 事故が起きてから考えるのですか。

(事務局和泉) 事故が起きてからではなく、駐車場をきちんと利用できるようにルールを定め、保護者にも時間を決めて利用していただきたいと考えています。

(事務局尾高) ガラスが割れるご心配ですが、今、建築している公共施設、特に中学校等はフィルムや強化ガラスを採用していますので、実施設計の中で、そのような物を採用したいと考えています。

(市民) 小学校や中学校よりも小さい子どもなので、震災時の対応が違うと思います。小学校以上に細かいところに配慮していた方がいいと思います。

(事務局伊藤) 今の精道保育所はガラスの部分に飛散防止フィルムを貼っています。

(市民) フィルムと強化ガラスでは違います。

(事務局伊藤) 念のため、現状の状況をお伝えしました。

(市民) 今の精道幼稚園のガラスはどのようになっていますか。

(事務局尾高) 夏休みに改修をさせていただきましたが、強化ガラスを採用しています。

(市民) 平成31年4月からの保育所の入園を希望しています。現在通っている幼稚園では送迎時間が決まっていますが、警備員の方が車の往来を見てくださるので、安心しています。警備員は難しいかもしれませんが、小学校であればボランティアの方が立っていますので、何か考えていただきたい

です。

(市 民) 保育所の調理室の大きな換気扇を何年か前にやり直された時に、大きなダクトが民家の方を向いていて、驚きました。何週間か経つと方向が変わっていましたが、換気扇の向きについては考慮してほしいです。フィルターを入れて臭いが漏れないようにして下さると思いますが、気になりました。

また、外構ですが、塀はどのような素材で、どれくらいの高さを考えていますか。駐車場のところの間口は夜間施錠されるのかお聞かせください。

(事務局尾高) 調理室のダクトに関しましては、配慮し、できる限り民家から遠ざけたいと考えています。

外構につきましては、今は基本設計の段階ですので、まだ決まっていません。ご要望を踏まえまして、今後、決定していきたいと考えています。

(市 民) 先ほど、認定こども園の設置が、芦屋市の将来的な待機児童の解消のためだと大きさに言われていましたが、これだけしか定員は増えません。将来的に無償化になった時に、他市では0～2歳児の小規模保育事業所が増えても、3歳児の行き場が無いということが起きています。そのようなことに対し、芦屋市が将来の見通しを持っていないことが、おかしいと思います。

また、精道保育所敷地に移転後は、マンション等に売るのでしょうか。そこの説明もないことが不信です。

(事務局伊藤) 芦屋市といたしまして、公立の認定こども園で待機児童対策をすることは申し上げておりません。「市立幼稚園・保育所のあり方」の中で待機児童対策をします。その1つに公立認定こども園の整備があります。この認定こども園で待機児童を解消する、公立施設で解消するとは申し上げておりません。私立施設の誘致で定員枠を増やし、「市立幼稚園・保育所のあり方」の中で待機児童解消を考えています。

また、3歳児の行き先が無い、ということが起きないように整備しています。実際、小規模保育施設から3歳児に上がる時に、行き先が無いということは芦屋市では起きていません。

精道幼稚園の跡地につきましては、まだ検討中です。

(市 民) 平成31年4月からの精道幼稚園入園を考えています。今度の認定こども園は幼稚園と保育所が一緒になるということですが、雰囲気は保育所寄りになるのか、幼稚園寄りになるのか、新しい雰囲気になるのか、どのよ

うになるのか教えてください。

また、園長先生は幼稚園の先生なのか、保育所の先生なのか、違うところから来るのか教えてください。

(事務局伊藤) まず、認定こども園が保育所寄りなのか、幼稚園寄りなのかについては、芦屋市といたしましては、幼稚園と保育所のいいところを取り、認定こども園を作りあげようと、幼稚園教諭と保育士が検討を重ねています。幼稚園の内容と保育所の内容を引継ぐところではありますが、保育所寄り、幼稚園寄りでは無い、認定こども園としての形を考えています。保護者の皆さまにも幼稚園と保育所とは違うというところをご理解いただきたいと考えています。

園長につきましては、公立の認定こども園ですので、市立施設にいる職員から適任者を配置いたします。

(市民) 幼稚園は夏休みがあり、秋には運動会があります。幼稚園と保育所が合体した認定こども園に話を聞きましたが、保育園児が運動会の練習をすると、夏休みで休んでいる幼稚園児と足並みが揃わなくなるので、保育所の保護者から見ると、物足りないという声がありました。そもそも幼稚園と保育所では文化が違います。民間の場合は保育所をしていたところが認定こども園に移行しているところが多く、先生は同じなので、民間の方が矛盾は少ないです。公立の方が、さまざまな問題があると聞いています。第3の施設だと市は言うべきです。幼稚園だと思って入ったのに、保育所だと思って入ったのに、と感じる保護者が転園するというのも他市ではあると聞いています。割り切って選んでください、と言わないと、混乱すると思います。

また、無償化の問題ですが、無償化になると、公立と私立の壁が無くなります。競争が激しくなると思います。公立は頑張って特色を出さないと、実際に子どもが集まらないということも起きると思います。

(事務局伊藤) 競争という観点もありますでしょうが、公立と私立が切磋琢磨して共に質を上げる関係性だと思っています。

第3の施設についてですが、幼稚園と保育所の内容を引っ張るところもありますが、幼稚園でも保育所でもない施設になりますので、認定こども園として活動するところは多々出てくると思います。保護者の方にも意見を頂きながら調整したいと考えています。

(市民) 競争の話ですが、明治44年にできた精道幼稚園は芦屋市のリーダー的な、模範的で注目されるような施設でした。公立の認定こども園も、競争

という意識を持って先頭を走っていただきたいです。認定こども園は新しい試みですので、どうなるのかはこれから見ていかなければなりません。不都合を見ないふりするのではなく、先頭を走っていただきたいと思いません。

(市 民) 幼稚園のいいところと保育所のいいところを選ぶと言っていましたが、幼稚園のいいところと保育所のいいところはどのように認識されていますか。

(事務局伊藤) 保育所だと、0～5歳児がいます。成長が著しい時期です。成長を踏まえて、どのようなカリキュラムにするのかというところは、保育所が長年積み重ねたカリキュラムに表れています。幼稚園は在宅で過ごしていた子どもを2年間で、小学校で生活できるまでに成長させることを長年積み重ねています。保育所のそれぞれの発達過程を押さえたカリキュラムと、2年間で成長させるカリキュラムを統合させたカリキュラムを認定こども園では考えています。

(市 民) 2年間で小学校に上がるまでの準備を今までの幼稚園ではしていたと思います。今度の認定こども園でも小学校に上がるまでの過ごし方は同じようなレベルでできるのでしょうか。多少遠くても、幼稚園に行った方が高度なことができるのではないかと悩んでいます。そのまま精道幼稚園があれば通わせていましたが、遠くなっても別の幼稚園に通わせた方がいいのか、どのようになるのか分からない中で10月を迎えたくありません。資料が手元に届いていませんので、安心できる可能性があるのかどうか分からないのであれば、別の幼稚園に通わせたいと思います。

(事務局伊藤) 小学校へ上がるまでの幼稚園や保育所で行う教育をどのように捉えているのかということですが、文字を覚える、計算ができることが教育ではなく、小学校に上がるまでの教育は、やる気を持つこと、人とのコミュニケーションを育むという学びの基礎の土台を作ることです。それにつきましては、それぞれの子どもの成長に応じた到達点を示してあげることが、求められている教育です。幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針で具体的に示しています。横に並べて見ると、幼稚園教育要領と保育所保育指針の内容は同じです。これは、認定こども園でも同じです。国は幼稚園、保育所、認定こども園の教育内容を共通としています。コミュニケーション力を伸ばすツールとして、どのような形で取り組むのかという部分が違うだけで、コミュニケーション力を伸ばすという部分では共通です。認定こども園の設置はこれからですので、幼稚園と保育所の良さを盛り込んでいきたいと思っています。不安だから遠い幼稚園を選択していただく

必要はございません。絶対値で説明できませんので、唯一言えることは、国が出している内容が目で確認できるものになります。

(市 民) 厚生労働省は就労支援の為に保育所を設置しました。文部科学省は社会性を身に付けさせるために幼稚園を設置しました。教育ということが、源流です。基本的な概念が異なります。書いていることは同じですが、性質が違います。認定こども園のような知恵を出しましたが、職員の賃金格差も含めまして、方針は低い方に合わせています。何年後に賃金差がどのようになるのか分かりませんが、差は開くと思います。認定こども園の構成を見ると、保育所寄りです。職員の構成も保育所寄りになると思います。

(事務局伊藤) 歴史的な経過はおっしゃるとおりですが、今はその概念はありません。少なくとも、今年から改定されている保育所保育指針では、保育所は幼児教育施設であると提示しており、幼児教育施設という点では、幼稚園も保育所も認定こども園も同じです。

(市 民) 国が方針を出しても変わるわけがありません。現場は何十年も動いています。

(事務局伊藤) 国が方針を出したのは、実態があるからです。

(事務局三井) 今回の改訂ではなく、すでに何年も前に保育所保育指針では子どもを預かるだけではなく、保育所でも教育の要素を入れる、となっていますので、今回から改訂されたということではありません。

(市 民) 国の方針ではなく、現場を見てください。保育所、私立幼稚園、公立幼稚園で小学校に上がる入学時点の1年生を調べたら分かります。現場を見てください。

(事務局岸田) 小学校の各校長先生や教頭先生と話す機会がありましたが、違いがあるのかと聞くと、「ありません。」と言っていました。

(市 民) 私は直接違いがあると聞いたことがあります。教育委員会から聞くと、そのように答えるのだと思います。

(市 民) 認定こども園は幼稚園のいいところと保育所のいいところを取ったという宣伝は止めてください。認定こども園はこれからの話です。保護者の選択肢には、幼稚園も保育所も認定こども園もあります。認定こども園は幼稚園の先生と保育所の先生が一緒に行い、未知数です。

(事務局伊藤) 認定こども園だけが飛び抜けていいということはありません。認定こども園も保育所も幼稚園もそれぞれ同じ就学前施設です。

(市 民) クラス担任のシフトのことですが、クラス担任の先生は2人になるので

しょうか。どこで交代されますか。保育所に通わせようと思っ
ていますので、どこかで先生が代わられるのだと思っ
ていますが、幼稚園の保護者の方
はクラス担任の先生が見てくれるのかということ
を気にされるのではないかと思います。

(事務局伊藤) クラス担任の保育教諭ですが、基本的には1人です。ただ、これだけの長時間の開園時間になりますので、シフトで勤務します。9時時点で必ずクラス担任がいるのではなく、月に数回はシフトの関係でクラス担任として入る時間が10時からで、10時までは別の先生が入り、引継ぐということもありますが、クラス担任としては1人です。

(市民) いつも気になることは、認定こども園は幼稚園の良い部分と保育所の良い部分の両方を合わせもったところだとして
いるところ
です。認定こども園は大規模施設になります。大規模施設だからこそその問題を芦屋市に見てほしいと思
います。先進国では就学前教育は小規模ほどいいと言われてい
ます。

(事務局伊藤) 大規模施設の避難等につきましては、対策を考えています。訓練も行います。

(市民) 家の近くではなくなります。

(事務局伊藤) 精道幼稚園と精道保育所が1つになりますので、若干遠くなる方もいらっしゃると思
いますが、そこはご了承いただきたいです。

(市民) 浜の方に行きなさい、と言われます。

(事務局伊藤) 待機児童の対策の中、定員が空いているところをご案内して、遠方になる方はいらっ
しゃると思
いますが、解消に向けて進めていきたいと考えて
います。

(事務局田中) 以上をもちまして、本日の説明会を終了させていただきます。